

特定労働者派遣事業主 各位

福岡労働局職業安定部
需給調整事業課長

労働者派遣事業許可申請のご案内について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」の成立により、施行日（平成 27 年 9 月 30 日）以降、一般労働者派遣事業（許可制）／特定労働者派遣事業（届出制）の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となりました。

経過措置として、施行日時点で特定労働者派遣事業を営んでいる方は、引き続き、平成 30 年 9 月 29 日までの 3 年間は「派遣労働者が常時雇用される労働者のみである事業」（※旧特定労働者派遣事業）を継続することが可能ですが、平成 30 年 9 月 30 日以降も労働者派遣事業を行う場合は、平成 30 年 9 月 29 日までに労働者派遣事業新規許可申請を行わないと、労働者派遣事業を継続することができません。

平成 29 年 3 月に実施した意向確認の結果、旧特定労働者派遣事業主のうち 6 割以上の事業主が許可制への移行を検討しており、また、申請予定は平成 30 年 4 月から 9 月が最も多くなっております。

今後申請が殺到した場合、許可までに相当の期間を要することが予想されますので、お早目に申請準備をお願いいたします。

なお、労働者派遣事業新規許可申請につきましては、裏面のとおり説明会を開催しておりますので、併せてご案内申し上げます。

ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-11-1

福岡合同庁舎本館 1 階

福岡労働局職業安定部需給調整事業課需給調整第 2 係

TEL092-434-9711 FAX092-434-9771

労働者派遣事業許可申請手続説明会

開催日	場所	時間
平成 29 年 7 月 20 日(木)	福岡合同庁舎新館 4 階 労働大会議室	10:30~12:00 (受付開始 10:15)
平成 29 年 8 月 17 日(木)	福岡合同庁舎新館 4 階 労働大会議室	10:30~12:00 (受付開始 10:15)
平成 29 年 9 月 11 日(月)	福岡合同庁舎新館 4 階 労働大会議室	10:30~12:00 (受付開始 10:15)
平成 29 年 10 月 24 日(火)	福岡合同庁舎新館 4 階 労働大会議室	10:30~12:00 (受付開始 10:15)
平成 29 年 11 月 20 日(月)	福岡合同庁舎新館 4 階 労働大会議室	10:30~12:00 (受付開始 10:15)
平成 29 年 12 月 20 日(水)	福岡合同庁舎新館 4 階 労働大会議室	10:30~12:00 (受付開始 10:15)
平成 30 年 1 月 18 日(木)	福岡合同庁舎新館 4 階 労働大会議室	10:30~12:00 (受付開始 10:15)
平成 30 年 2 月 14 日(水)	福岡合同庁舎新館 4 階 労働大会議室	10:30~12:00 (受付開始 10:15)
平成 30 年 3 月 12 日(月)	福岡合同庁舎新館 4 階 労働大会議室	10:30~12:00 (受付開始 10:15)

場所：〒812-0013
福岡県福岡市博多区博多駅東 2-1-1
福岡合同庁舎 新館 4 階

定員：各回 40 名 事前予約制
※定員になり次第締め切り。

申込み方法：電話にて、お申込みください。先着順受付となります。